

独立行政法人農林漁業信用基金が行う漁業信用基金協会に対する貸付けについて(水産庁長官宛て)

今後使用が見込まれない貸付金のうち、国が独立行政法人農林漁業信用基金に出資した出資金を財源とするものの額(試算額)(支出) 88億6947万円

1 事業の概要

(1) 漁業債務保証及び貸付けの概要

水産庁は、独立行政法人農林漁業信用基金(信用基金)に対して計257億8980万円を出資し、信用基金は、当該出資金及び各漁業信用基金協会(協会)からの出資金を財源として、独立行政法人農林漁業信用基金法等に基づき、協会に対して長期の資金(本件貸付金)を貸し付けており、平成30年度末の本件貸付金残高は計261億3000万円となっている。

本件貸付金は、中小漁業者等が、漁業者等の資本装備の高度化及び経営の近代化に資するための資金(漁業近代化資金)等を融資機関から借り入れることにより当該融資機関に対して負担する債務について、協会が行う債務の保証(漁業債務保証)に係る保証債務の額を増大するために必要な原資となるべきものである。

協会は、中小漁業融資保証法(融資保証法)に基づき、漁業近代化資金等について融資機関に対して漁業債務保証を行っており、中小漁業者等が債務不履行に陥った場合、当該中小漁業者等に代わって融資機関に債務の弁済(代位弁済)を行っている。

(2) 協会による代位弁済の概要及び信用基金による貸付けの目的

融資保証法によれば、協会は、中小漁業者等の会員からの出資金、毎事業年度の剰余金を積み立てた準備金から繰り入れた繰入金及び都道府県等からの交付金を保証債務の弁済に充てるための基金として管理することとされている。そして、協会は、中小漁業者等が債務不履行に陥った場合、この基金をもって代位弁済を行う(この代位弁済を「基金代位弁済」)ほか、信用基金が貸し付けた本件貸付金等の資金をもって代位弁済を行っている(この代位弁済を「資金代位弁済」)。また、融資保証法によれば、協会は、漁業近代化資金に係る債務の保証の業務と中小漁業者等が借り入れる事業又は生活に必要な資金(一般資金)等に係る債務の保証の業務とを区分して経理しなければならないとされており、各協会の業務方法書において、漁業近代化資金及び一般資金等の別に、基金等現在高に求償権償却引当金等を加えた額(基金等現在高等)に当該業務方法書で定める保証倍率を乗じた額が、当該協会が引き受けることのできる保証債務残高の限度額(保証限度額)として定められている。^(注1)

このため、基金代位弁済を行った場合は、基金の額から代位弁済額を控除するなどして算出する基金等現在高等が一時的に減少し、これに伴い保証限度額も減少することになり、代位弁済により取得した求償権の行使による資金の回収が行われるなどするまでの間、保証限度額に余裕がない場合は新たな保証の引受けが制限される可能性がある。一方で、資金代位弁済を行った場合は、基金等現在高等が減少せず、保証限度額も減少しないこととなる。

そこで、同庁は、本件貸付けの目的を、協会による積極的な保証の引受けを促進して漁業債務保証に係る保証債務の額の増大を図ることとしており、本件貸付金により資金代位弁済を行うことで、協会において代位弁済を行っても新たな保証の引受けに支障が生じないようにしている。

(注1) 基金等現在高 保証限度額を算出する基礎となる計数で、基金の額から基金をもって代位弁済を行った額を控除し、これに保険金、求償権行使により回収した資金(回収金)及び信用基金からの借入金の一部を加えて算出する。

2 本院の検査結果

(1) 保証限度額の減少の防止のための本件貸付金の使用状況、今後の必要額等

ア 本件貸付金の資金代位弁済のための使用状況

26年度から30年度までの間における本件貸付金の年度末残高及び使用状況についてみると、各協会が本件貸付金により資金代位弁済を行った額は、年度ごとに計1億3237万円から計5億32

78万円となっていて、本件貸付金を資金代位弁済に使用した実績は本件貸付金の残高に対して著しく低い水準にとどまっている。

一方、本件貸付金の年度末残高は1協会の解散に伴う返納があった28年度を除き、いずれの年度も計261億3000万円となっており、規模の見直しなされていなかった。

26年度から30年度までの本件貸付金の使用状況を30年度末で漁業債務保証を実施している41協会等(全国協会の支所及び全国協会以外の協会。)ごとにみると、本件貸付金の使用実績があるのは7協会等にとどまっていて、本件貸付金の年度末残高に対する資金代位弁済を行った額の割合の5年間の平均は、これら7協会等のうち最も高い協会等でも11.1%であって、4協会等では10%未満となっている。また、34協会等は本件貸付金を全く使用しておらず、ほとんどの協会等において本件貸付金の使用実績は貸付金残高に対して著しく低い水準にとどまっている。

イ 本件貸付金の必要額の試算

今後の本件貸付金の必要額について、中長期的な水産資源の増減、国際的な漁獲量の規制、燃油の高騰、自然災害の発生等の外的要因により中小漁業者等の経営状況が大きく左右される漁業の特殊性を十分に考慮して、21年度から30年度までの過去10年間における各年度の各協会等における代位弁済額のうち最も多額であった年度の代位弁済額を基にして、全国協会への合併により各協会等の間で本件貸付金が融通されるなどし、この代位弁済額について全て本件貸付金により資金代位弁済を行うものと仮定して試算した。この試算によれば、本件貸付金の必要額は計169億2032万円となり、30年度末の本件貸付金残高計261億3000万円から上記必要額を差し引いた92億0967万円(うち国からの出資金を財源とするものの額88億6947万円)は今後使用する見込みがないと認められる。

(2) 代位弁済の履行の円滑化のための本件貸付金の必要性

資金繰り面からみた本件貸付金の必要性を検討すると、保証債務の弁済能力の充実の状況を示す比率である弁済能力比率は、30年度末では全23協会で適当であるとされる200%を大幅に超えるなどしており、各協会は相当程度の弁済能力を有していて、直ちに保証債務の弁済に支障が生ずる状況にはなく、資金繰り面から本件貸付金が必要とされる状況にはないと認められる。

(注2) 弁済能力比率 「漁業信用基金協会の経営の健全性を判断するための基準」で定められている指標で、実質保証債務額に償還事故の発生率を乗じて得た額の合計額に対する保証債務の弁済に充てることが可能な額(現金、預金、有価証券といった流動性の高い資産に相当する額。ただし、本件貸付金等による借入金に対応する資産に相当する額は含まない。)の割合

本件貸付金の使用実績が貸付金残高に対して著しく低い水準にとどまっていたり、全ての協会において保証債務の弁済能力の充実の状況が適当であるとされる水準を大幅に超えるなどしたりしていて、本件貸付けを行う必要性は低くなっているにもかかわらず、国の出資金を財源とする本件貸付金の規模が見直されずに、必要と認められる額を上回る貸付けが行われている事態は適切ではなく、改善を図る要があると認められる。

3 本院が要求する改善の処置

同庁において、本件貸付金が有効に使用されるように協会等の代位弁済の見込みや財務状況を踏まえて本件貸付金の規模を見直し、信用基金に真に必要な額の貸付けを行わせるとともに、更なる支援の必要が認められる協会への貸付けに充てるなどしてもなお過大となる本件貸付金について、相当する国の出資金を独立行政法人通則法に基づき信用基金から国庫に納付させて、本件貸付金及び国の出資金を適切な規模のものとするよう、また、上記の本件貸付金及び国の出資金の規模の見直しなどを適時適切に実施することができるよう同庁の体制を整備するよう改善の処置を要求する。